

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和4年2月17日開催 日本損害保険協会]

### 1. 新型コロナウイルス感染症への対応について

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染拡大の防止と経済活動の両立に協力いただいていること、改めて感謝申し上げます。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、例えば、非対面ツールの導入や、コロナに起因する様々な費用の補償など、顧客から求められるニーズも変化しているのではないかと懸念。引き続き、顧客に寄り添った商品・サービス対応をお願いしたい。

### 2. ビジネスモデル対話について

- ビジネスモデルについては、短期的には、コロナへの対応が求められるが、経営へのインパクトが大きくなり得る中長期的な課題としては、特に、自動車保険市場の縮小や、自然災害の激甚化による収益の圧迫などが挙げられる。
- 他方で、収益の確保のためにカギとなり得るのは、やはり、デジタル化によって経営を効率化しつつ、新たな顧客価値の提供を図っていくことだと考える。あるいは、会社によっては、海外の成長を取り込むための海外戦略も挙げられると懸念。
- いずれにせよ、中長期的な将来の収益見通しについてシミュレーションを行うとともに、収益を確保する経営戦略を検討していくことが重要。その際、しっかりとした内部管理態勢の確立についても合わせて検討いただきたい。
- 例えば、デジタル化を推進する際には、これに伴いさまざまなシステム展開が進むことにより、より一層のサイバーセキュリティ対策が求められる。また、データを活かした非保険領域への進出によって新たな顧客価値を提供する場合も、それに伴う新たなリスクへの対応が求められる。あるいは、海外戦略を推進するというのであれば、それを支える強固なグループガバナンスの構築と運用が不可欠。

- こうした経営戦略や内部管理態勢の在り方について、金融庁としては、引き続き、損保各社の経営陣や関係部署と深度ある対話を行ってまいりたい。
- ビジネスモデルについては、10年・20年後といった、中長期的な事業環境変化をどのように見据え、どのような戦略で対応しようとしているのか、大手社との間で、中期経営計画を中心に、経営陣との面談を含めて対話を実施した。
- いずれの大手社も、中長期的な市場予測のシミュレーションを行った上で中期経営計画を策定していた。その結果、自動車保険市場は今後大きく縮小されるであろうこと、その減収を補うような大きな市場が現時点では想定できていないということが、改めて裏付けられたと考えているので、他社も含めて留意いただきたい。
- こうした中、大手社においては、収益源を多様化して経営のレジリエンスを高めるため、例えば自社や提携先が保有する様々なデータを活用・分析することによって、顧客ニーズに応じた新しい商品・サービスの開発を図るといった戦略を模索していることを確認した。
- ただし、こうした取組みは大手社でも認識しているように、実現までには相当程度の時間を要し、中期経営計画期間中に完了しないものも少なくないと理解している。このため、今後の事業環境変化に伴う不確実性も想定されるところであり、これらに柔軟に対応しつつ進めていくことが重要。
- 一方、こうした大手社の10年・20年後の事業環境を見据えた取組みを、他社においても参考にしていきたい。例えば、自動車保険市場は各社の中期経営計画の平均的な期間である3年や4年での影響はあまり大きなものではないため、ともすれば、中長期的な目線での対策の策定が十分ではない社も少なくない。単に短期的な目標を追い求めるではなく、気付いた時には市場の動きに乗り遅れているということのないように中長期的な視点を持って経営戦略を練っていただく必要がある。
- こうした点を踏まえ、今後、大手社以外についても、昨事務年度の課題のフォローアップの中で、大手社と同様、中長期的な事業環境の変化への対応

状況も含めて対話をしてまいりたい。

### 3. グループガバナンスに係るモニタリングについて

- 2021年9月に公表した保険モニタリングレポートにおいて、グループガバナンスを有効に機能させるための7つの要素を示した。
- 同年9月の意見交換会で申し上げた通り、各要素がバランス良く整備・運用され、全体として有効に機能することが重要。こうした観点から、本事務年度前半においては、まず当局サイドにおいて、これらの要素に照らし、これまでに把握した情報をもとに各大手保険グループにおける取組状況を改めて確認した。
- その結果、大手生保と比較して海外進出が比較的早かった大手損保においては、グループガバナンス態勢の整備・運用が進んでいる。今後は、例えば、海外子会社との経営レベルにおける業務領域ごとの戦略のさらなる共有や孫・曾孫会社に及ぶ末端までのグループ内部統制の徹底といった点については、課題が一部の社では見られるところであり、こうした点の強化の方向性について各社と対話が必要ではないか。
- また、今後の更なる海外展開を見据えた場合、買収プロセスが完了した後に、一からグループガバナンス態勢を構築することは、買収先での業務プロセスの変更を伴うなど、その調整は容易ではないと考えられる。そこで、予めしっかりとしたグループガバナンス態勢の枠組みを構築しておき、買収プロセスにおける交渉を通じて、スムーズに買収先への導入を進めていた好事例が一部の損保会社で見られたことからこの場でお伝えしたい。今後、こうした点も議論してまいりたい。
- 本事務年度後半では、こうした対話を実施するべく、先般、質問状を発出した。また、2022年5月末頃を目途に監督カレッジを開催するなど、海外当局との連携も図ってまいりたいと考えているので、引き続き協力をお願いしたい。

#### 4. 自然災害について

- 火災保険水災料率の細分化に関する有識者懇談会については、現在、報告書案の作成を進めている。2022年3月初旬の会合においてとりまとめの議論を行った上で、同月末を目途に公表を行う予定。
- 同年2月7日に開催した第4回会合においては、「報告書の骨子」の案について議論を行った。当該骨子に対する主な意見としては、次のものが挙げられる。
  - ・ 水災料率の細分化は、保険料負担の公平性や水災リスクのアナウンスメント効果の観点から大きな意義があること。
  - ・ 細分化の基礎データとしてハザードマップを用いることは、認知度等の観点から適当であるが、ハザードマップで示されていない内水氾濫や土砂災害等についても勘案することが重要であること。
  - ・ 細分化後の料率較差は、リスク較差をそのまま反映するのではなく、高リスク契約者の保険購入可能性にも配慮した較差とすることが適当であること。
  - ・ 細分化料率に用いる地域区分については、消費者の納得感や分かりやすさと、適正な募集の確保に向けたコスト等を勘案して設定する必要があること。
- また、保険会社に期待される取組みとして、消費者の自然災害に関するリスク認識の向上や保険による備えの充実の観点から、水災リスク等に関する情報提供や、水災補償への加入勧奨等について、一層の取組みを求める意見も挙げられている。
- 金融庁としては、こうした有識者の意見を反映して報告書案の作成を進めていくとともに、保険募集時の顧客への情報提供のあり方等について、損保協会や損保業界との対話を行っていきたいと考えているので、引き続き協力いただきたい。
- また、自然災害に便乗した住宅の不正修理業者への対策について、年々トラブル相談件数が増加傾向にあることから、金融庁では、その対策を強化するため、1月末に損保協会および消費者庁と連携して、警察庁との面談を行

った。これにより、不正修理業者への対応については4者間で問題認識が共有できた。今後は、各地で防犯対策協議会の枠組みを活用して、都道府県警と不正修理業者にかかる情報交換を行うなど、具体的な対応を進めていただきたい。金融庁としても、この問題は契約者保護や火災保険料率の値上げ抑制の観点から高い問題意識を持っており、引き続き業界とも連携してまいりたい。

#### 5. 保険会社に係る新たな健全性政策について

- 足元では低金利環境が続いているが、金融庁としては、この先どうなっていくのかを注意深く見守るとともに、保険会社とその健全性を持続的に確保して、保障機能を十分に発揮できるように促す必要がある。
- このような観点で、現在検討を行っている経済価値ベースのソルベンシー規制（ESR）は、保険会社を取り巻く環境やリスクの変化に相応しい規制・競争環境を整備するために重要なツールになる。今後このESRを中心とした健全性政策を各社とも対話をしながら作り上げていくので、忌憚のない意見を賜れば幸い。
- ESRについては、保険会社における新制度への必要な準備期間を考慮し、2022年中に第1の柱における標準モデルの考え方を中心とした制度の基本的な内容を暫定的に決定できるよう検討作業を進めている。
- 標準モデルのベースとなるICSの基本設計は、我が国においても保険会社のあるべきリスク管理の実務やその向上に十分資するものと考えているが、国内規制では、我が国の実情に合った内容とすることが重要。また、ESRの計算では複雑かつ判断要素が大きくなることを踏まえ、計算・検証に係るガバナンスをどのように確保するかが重要な論点となる。
- こうした問題意識について、保険業界からも様々な意見をいただいているが、制度の基本的な内容の暫定決定に向けて、今後保険業界を含む関係者との議論を加速させていきたい。

- 将来にわたり保険会社が保険契約者の様々な期待に応えつつその経営管理を高度化していくことが新たな健全性政策導入の目的であり、よりよい制度の実現に向けて、協力をお願いしたい。なお、議論の成果については、必要に応じて、ICS 等の国際的な議論にも反映させてまいりたい。

#### 6. REVICareer(レビキャリア)へのご登録について

- 金融庁は、令和2年度より「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始。大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援している。
- 地域経済活性化支援機構（REVIC）に整備する大企業人材の情報登録システム（通称「REVICareer(レビキャリア)」）を、2021年10月1日より本格稼働させた。大企業に、地域企業で活躍したいと考える社員をレビキャリアに登録いただき、地域企業の求人ニーズを把握した地域金融機関が、この大企業人材リストを閲覧して、マッチングを行う。2022年1月からは、地域金融機関から、取引先中小企業の求人情報をアップロードできるようにし、大企業が閲覧できる機能をシステムに追加した。
- 資本金10億円以上又は従業員数2,000人超に該当する大企業は、レビキャリアを利用いただける。レビキャリアに登録のうえ、地域企業の具体的な求人ニーズをご覧いただき、社内での周知や人材登録の参考としていただきたい。

#### 7. 金融庁電子申請・届出システムへの移行に際する経過措置の終了について

- 2021年6月に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における緊急対応の取扱いについて（周知）」に基づき、金融庁では、金融機関等における金融庁電子申請・届出システム（以下「新システム」）への移行に伴う経過措置として、2022年3月31日までeメールによる申請・届出等を受付可能としてきた。
- 今般、当該経過措置が3月31日をもって終了することから、日本損害保険協会に対して、緊急対応としてのeメールによる申請・届出等の受付終了

と新システムの利用に必要な gBizID の取得等について、改めて周知した。

また、gBizID の取得には 2 週間前後の期間を要することから、4 月 1 日以降の新システム利用開始に間に合うよう、2 月中に今後、gBizID 未取得の金融機関等を対象として、gBizID の取得方法等についてのオンライン説明会を予定している。

- ついては、より多くの会員会社に新システムを利用した申請・届出等が行われるよう、一層の協力をお願いしたい。

## 8. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

### 《継続的な顧客管理について》

- マネロン等対策における継続的顧客管理については、ガイドラインでも対応すべき事項の 1 つとして、各金融機関に 2024 年 3 月末までに態勢整備をお願いしている。
- 2021 年 3 月に金融庁が公表した「マネロンガイドラインに関するよくある質問 (FAQ)」において、リスクに応じた簡素な顧客管理 (SDD) という考え方を示している。一方、金融機関においては、既存顧客の実態把握とリスク評価の見直しのために、アンケートの送付等対応いただいているが、回収率が低いにも関わらず、印刷・郵送コストが負担となっているとの声が上がっている。
- その内容について、さまざまな意見が寄せられていることや、金融機関の継続的顧客管理に係る負担軽減に繋げる観点から、SDD に係る FAQ の記述の改定を検討している。具体的には、FAQ において、低リスク先であり定期的な情報更新をする必要がないと考えられる対象顧客について、その考え方を拡大するといった内容を盛り込むことを考えている。
- 改定案は、1 月 31 日に各業界団体を通じて発出しており、2 月 28 日まで改定案に係るコメントや質問を受け付けるため、意見や質問等があればいただきたい。

- 金融庁マネロン室のアウトリーチ等を通じて、アンケート送付以外の顧客の実態把握の方法等に係る事例紹介も積極的に行ってまいりたい。

#### 《マネロン広報について》

- マネロン等対策に係る国民の皆様への周知・広報は引き続き重要と考えており、3月以降、様々な媒体で継続的顧客管理に係る政府広報の実施を予定しているほか、金融庁独自のインターネット広告の掲載等を企画している。
- 官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、今後も、マネロン等対策への取組みに協力いただきたい。

#### 《実質的支配者リストの開始について》

- 2022年1月31日から、全国84か所の商業登記所において、株式会社からの申出により、その実質的支配者（B0）に関する情報を記載した書面の写しを交付する実質的支配者リスト制度が開始された。
- この制度の開始によって、「我が国の法人の実質的支配者情報の透明性の向上」や、「銀行などの特定事業者による実質的支配者情報の確認の一層の円滑化」が期待されており、積極的な利用を検討いただきたい。
- 実質的支配者の確認については、マネロンガイドラインの中で、信頼に足る証跡を求めることをお願いしている。当制度の利用も含めて、各社において適切に実質的支配者の確認が行える態勢を整備していただきたい。

### 9. サイバーセキュリティ対策の強化について

#### 《金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（DeltaWallⅥ）》

- 2021年10月に実施した、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅵ）」の結果について、先般、参加金融機関に還元した。
- 国家の関与が疑われる、組織化され、より洗練されたサイバー攻撃の増大や、複雑化・巧妙化するランサムウェア攻撃が活発化する中、未然予防にとどまらず、インシデント発生時における業務の早期復旧、顧客影響の軽減といった、サイバーレジリエンス（復元力）の強化が一層重要となっている。



- 参加金融機関においては、演習の結果を活用のうえ、必要に応じて、業務復旧の手順や顧客対応体制を見直すなど、インシデント対応能力の更なる向上に取り組んでいただきたい。
- 更に、演習を通じて認められた、業界に共通する課題や参考となる良好事例についても、今後、フィードバックさせていただくので、インシデント対応の向上に活用いただきたい。

## 10. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 世界で脱炭素化の動きが加速する中で、金融機関においては、顧客企業との間で積極的に対話を進め、顧客企業による気候変動対応や、新たなビジネス機会の創出に貢献していくことが重要。特に損害保険会社においては、本業である自然災害リスクの引受を含め、顧客企業の自然災害に対する強靭性を高める取組みを支援・促進していくことが期待されている。
- 日本損害保険協会においては、これまでも金融庁のサステナブルファイナンス有識者会議等に参加いただいているが、有識者会議報告書にもあるとおり、現在、金融機関の気候変動に係る取組みを促していく観点から、顧客・投融資先支援や気候変動リスクの管理に関するモニタリング上のガイダンスの策定を進めている。引き続き丁寧に議論させていただきたい。
- 2021年6月に公表した「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」の提言に基づき、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等のテーマ毎に、検討を進めている。直近動きのあった2点について紹介する。

### 《ESG債の情報プラットフォーム》

- 1月31日に、日本取引所グループ（JPX）の「サステナブルファイナンス環境整備検討会」の中間報告書が取りまとめ・公表された。これは、ESG債について、投資情報が散逸し実務上課題がある、また、ESG債の適格性を客観的に確保していくための枠組みが必要といった有識者会議の議論を踏まえ、JPXとして取り得る方策を議論し、取りまとめたもの。

- 中間報告書では、大きく、公募 ESG 債を対象に、発行額、利率等の基礎的情報、発行企業の ESG 戦略、外部評価取得状況や評価の内容等の情報を集約する「情報プラットフォーム」を、JPX として年央目途に立ち上げること、同検討会議を引き続き開催し、プラットフォームの継続的な改善や対象の拡充、企業の ESG 関連データの集約、ESG 適格性を確保するための認証のあり方等を継続的に議論することを提言している。
- 今後は、プラットフォームが、内外投資家や金融機関・企業等の市場関係者に幅広く利用され、我が国 ESG 投資の基盤として機能していくよう、関係者に協力いただき、海外投資家の目線も踏まえた情報の収集、機能の充実、有効な利用方法の浸透等を図っていくことが重要。日本損害保険協会においても、こうした観点から、会員への周知と JPX へのフィードバックなど、前広に協力いただきたい。

#### 《ESG 評価・データ提供機関の行動規範等》

- 企業や債券・株式等の ESG の評価、データ提供を行う機関について、ESG 投資が拡大する中で、企業や投資家からの利用が急速に広がる一方で、評価の客観性・透明性の確保などの課題も指摘されている。
- このため、こうした ESG 評価・データ提供機関に期待される行動規範のあり方等について議論を行うため、金融庁有識者会議のもとに「ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、2月7日、第一回会合を開催し議論を行った。
- 同専門分科会においては、今後、
  - ・ ESG 評価・データ提供機関に期待される行動規範等を年央にも策定していくよう、議論を進めていくほか、
  - ・ ESG 評価・データ提供に関して企業と投資家が果たすべき役割も議論していくことを考えている。
- 透明性確保等の評価機関のあり方に止まらず、広く投資家や企業とのコミュニケーションや市場全体の知見の向上など、市場の信頼性を高め取引を

促す観点からどのような課題が考え得るか、幅広く意見をいただきたい。

#### 《まとめ》

- サステナブルファイナンスについては、このほか、「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合（GFANZ）」等の民間金融機関イニシアティブで、脱炭素への移行（トランジション）に係るファイナンスのあり方や金融機関自身の移行計画についての議論が進んでいる。こうした国際的な議論に、我が国の金融機関としてしっかりと参画し、意見発信していくことを期待。変化の早い分野であり、様々な動向を注視しながら、国内でもタイムリーに議論を進めていきたい、引き続き、緊密な連携をお願いしたい。

#### 11. 金融行政モニターについて

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言いやすいとはいえないとの指摘もある。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、2016年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 229 件の意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、
  - ・ 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化や、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃など、銀行法令の改正につながったケース
  - ・ 信託銀行における運用について信託業法等の解釈を明確にしたケースなど制度改正に繋がっている例もある。

- 金融行政に関する意見や提言を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度も引き続き活用いただけると幸い。日本損害保険協会の会員各社及びその職員に周知願いたい。

## 12. 2022 年の主要な国際動向について

- 2022 年のインドネシア議長下での G20 でも気候変動ファイナンスは引き続きプライオリティとされている。例えば G20 傘下のサステナブルファイナンス作業部会 (SFWG) では、2023 年にかけて、日本が主張してきたトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定予定。脱炭素化に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行を民間資金により支援する取組みにつき、国際的な目線が活発に議論されることになる。
- 民間セクターでの取組みとしては、日本の金融機関も参加している「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合 (GFANZ)」などにおいて、今後、グローバルな金融機関としてのベストプラクティスが示されていくなど、実務における国際的な目線を揃えるような作業も広がりを見せている。例えば、投融资ポートフォリオや保険引受ポートフォリオをネット・ゼロに移行させるための具体的な議論がなされると承知。
- 気候変動以外のサステナブル分野の議論も進展する見込み。例えば、G7 議長国であるドイツはこの分野に熱心であるほか、中国・昆明では生物多様性に関する COP15 が開催される予定。金融セクターの関連では、生物多様性に関する開示の議論が今後具体的に進展する見込み。加えて、ジェンダー平等など、金融セクターにおける多様性と包摂 (Diversity and Inclusion) の向上に関する議論も高まっている。
- こうした国際的な議論は、評価手法のあるべき姿など実務上の具体的な目線を巻き込んで、引き続き非常に速いスピードで進む可能性がある。金融庁としても国際的な議論の場に積極的に参加しつつ、金融機関と密接に意見交換・情報交換を行いたい。

### 13. IAIS の 2022 年の優先課題について

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、2022 年 1 月 18 日に、「2022 年-2023 年の作業計画」を公表した。内容は多岐にわたっているが、主なポイントを簡単に紹介したい。
  - ・ 第 1 に、IAIS は、2024 年 11 月に予定されている、国際的に活動する保険グループ（IAIG）向けの規制としての国際資本基準（ICS）の採択に向け、ICS に係るモニタリング期間や、ICS と合算手法（Aggregation Method）との比較可能性評価に関する作業につき、合意されたスケジュールに沿って着実に進めていくこととしている。
  - ・ 第 2 に、IAIS は、グローバルな保険セクターの動向やリスクを評価し、現れた課題に対応していくとしている。具体的には、年次で行っている保険会社や各国当局からのデータ収集・分析作業をはじめ、2019 年 11 月に合意した「システミックリスクに関する包括的枠組み」の実施を更に進めていくこととしている。
  - ・ 第 3 に、IAIS は、保険セクターにおける気候関連リスクや、技術革新・デジタル化の影響といった新たなテーマについて、優れた監督実務を共有しつつ、監督上の課題への理解を深めていくこととしている。
  - ・ 最後に、IAIS は、各国の保険監督当局による IAIS の国際基準の実施を引き続き支援し、外部ステークホルダーとの連携や対話を促進していく旨としている。
- これらは、いずれも日本の保険業界や保険行政にも深く関係するテーマであると認識している。金融庁としては、IAIS での作業がより実りのあるものとなるよう、金融機関とも緊密に意見交換しつつ、引き続き議論に積極的に参画していきたい。

（以上）